

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成27年8月6日

京都市長 門川 大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人Civil College むすびらき

(2) 代表者名

東 裕美

(3) 主たる事務所の所在地

京都市西京区上桂北ノ口町183

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く日本人に対して、グローバル化に伴って希薄化しつつある、自然や他者と共存共栄する日本人の生活習慣や文化的伝統を再評価した上で広く内外に発信することを通じて、社会全体に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成27年7月21日

(文化市民局地域自治推進室)